



2.4GHz帯無線LAN等の 欧米基準試験データ等の活用可能性について

令和5年2月24日

総合通信基盤局 電波部

試験項目	日本			見直しの概要	欧州基準試験データ等の活用	米国基準試験データ等の活用
	技術基準		試験方法			
	無線設備規則、証明規則		別表第43			
周波数の偏差	許容偏差：±50 ×10 ⁻⁶ 以内		(三) (十五)			— (該当技術基準なし)
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅						
占有周波数帯幅	WLAN 11b / BLE WLAN 11g / n /ax	: 26MHz以下 : 40MHz以下	(四) (十六)			◎
拡散帯域幅 WLAN 11bのみ	500kHz以上 拡散率5以上 (拡散率：拡散帯域幅を変調速度で除した値)		(四) (十六)	技術基準を削除		
スプリアス発射又は不要発射の強度						
不要発射の強度	2387MHz未満 2387MHz以上 2400MHz未満 2483.5MHz超 2496.5MHz以下 2496.5MHz超	: 2.5uW/MHz以下 : 25uW/MHz以下 : 25uW/MHz以下 : 2.5uW/MHz以下	(五) (十七) 別表第1			— (基準の単位が異なり、換算困難。 なお、欧米は放射試験が前提であり、日本は簡便な測定。)
空中線電力の偏差						
空中線電力	WLAN 11b WLAN 11b以外 26MHz以下 40MHz以下 BLE	: 10mW/MHz以下 : 10mW/MHz以下 : 5mW/MHz以下 : 10mW以下	(六) (十八)	空中線電力の偏差のうち 下限を削除	◎	○ (基準超過の場合は要試験)
空中線電力の偏差	工事設計書記載の定格値に対して 上限+20%, 下限-80%					
副次的に発する電波等の限度	1GHz未満 1GHz以上10GHz未満 10GHz以上	: 4nW以下 : 20nW以下 : 20nW以下	(七) (十九)			— (基準の単位が異なり、換算困難。 なお、欧米は放射試験が前提であり、日本は簡便な測定。)
キャリアセンス機能	WLAN 11n/ax 40MHz 上記以外	: 要 : 規定なし	(八) (二十)	入力信号を任意とする	◎	— (該当技術基準なし)
送信空中線絶対利得	12.14dBi以下。EIRPが12.14dBiの送信空中線に平均電力10mWの空中線電力を加えたとき以下の値となるときは、その低分を補うことができる。		(十)	メーカー仕様書等で確認出来る場合、活用可能		◎
送信空中線の主輻射の角度幅	送信空中線の水平及び垂直面の主輻射の角度の幅は360/A*度を超えないこと。 * EIRPを2.14dBiの送信空中線に平均電力10mW/MHzを加えたときの値で除したもの。1を下回るときは1とする。		(十一) (二十二)	メーカー仕様書等で確認出来る場合、活用可能		◎
混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を有すること。		(十二) (二十三)	民間認証向け試験レポート等を活用可能		○ (WLANはWi-Fi Allianceの認証を受けない場合がある)

試験項目	日本			見直しの概要	欧州基準試験データ等の活用	米国基準試験データ等の活用
	技術基準	試験方法				
	・無線設備規則 ・証明規則		別表第43			
周波数の偏差	許容偏差：±50 ×10 ⁻⁶ 以内		(三) (十五)	民間認証向け試験レポート等を活用可能		◎
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅						
占有周波数帯幅	83.5MHz以下		(四) (十六)		◎	— (該当技術基準なし)
拡散帯域幅	500kHz以上 拡散率：5以上 (拡散率：拡散帯域幅を変調速度で除した値)		(四) (十六)	技術基準を削除		
スプリアス発射又は不要発射の強度						
不要発射の強度	2387MHz未満 2387MHz以上 2400MHz未満 2483.5MHz超 2496.5MHz以下 2496.5MHz超	: 2.5uW/MHz以下 : 25uW/MHz以下 : 25uW/MHz以下 : 2.5uW/MHz以下	(五) (十七) 別表第1			— (基準の単位が異なり、換算困難。 なお、欧米は放射試験が前提であり、日本は簡便な測定。)
空中線電力の偏差						
空中線電力	3mW/MHz以下		(六) (十八)	空中線電力の偏差のうち 下限を削除	◎	— (測定対象が異なる)
空中線電力の偏差	上限+20%, 下限-80%					
副次的に発する電波等の限度	1GHz未満 1GHz以上10GHz未満 10GHz以上	: 4nW以下 : 20nW以下 : 20nW以下	(七) (十九)			— (基準の単位が異なり、換算困難。 なお、欧米は放射試験が前提であり、日本は簡便な測定。)
送信空中線絶対利得	12.14dBi以下 但しEIRPが12.14dBiの送信空中線に平均電力10mWの空中線電力を加えたとき以下の値となる場合は、その低下分を補うことができる。		(十)	メーカー仕様書等で確認出来る場合、活用可能		◎
送信空中線の主輻射の角度幅	送信空中線の水平及び垂直面の主輻射の角度の幅は360/A*度を超えないこと。 * EIRPを2.14dBiの送信空中線に平均電力10mW/MHzを加えたときの値で除したもの。1を下回るときは1とする。		(十一) (二十二)	メーカー仕様書等で確認出来る場合、活用可能		◎
混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を有すること。		(十二) (二十三)	民間認証向け試験レポート等を活用可能		◎
ホットンガ周波数滞留時間	0.4秒以下 かつ 0.4秒に拡散率を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が0.4秒以下		(十三) (二十四)	民間認証向け試験レポート等を活用可能		◎